

竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会
めざせ！ Happy100 年人生
第 3 回「介護保険サービスについて」 要旨

1 日 時：平成 30 年 8 月 18 日（土）13：30～15：00

2 場 所：たけのパーク フリースペース

3 参加者：28 名

4 講 師：西神中央あんしんすこやかセンター 木下氏・山吉氏

5 主な内容

(1) 筧委員長あいさつ

- ・人生 100 年時代を迎え、まちづくりの観点から勉強会を実施している。65 歳から介護保険証が送られてくるが、今回は、実際に困ったときのために介護保険で受けられるサービスについて勉強したい。

(2) 木下氏からのお話

①介護サービスを受けるにあたっての相談

- ・「西神中央あんしんすこやかセンター（TEL 996-2367）」（以下「センター」と略）で相談を受けている（「センター」の詳しい内容については、第 2 回要旨を参照）。
- ・「あんしんすこやかセンター」には、木下氏のような地域支え合い推進員（地域とセンターをつなぐ役割）のほか、山吉氏のような主任ケアマネージャー（個別のケアマネージャーの相談役。山吉氏）、保健師・看護師（医療面などの相談）、社会福祉士（後見人制度等の相談）といった専門職が常駐している。
- ・「笑顔の窓口（竹の台では 6 丁目のユイックス）」や「4 丁目のデイケア絆」でも相談を受けてくれ、必要に応じて「センター」につないでくれる。

②介護サービスを受けるにあたっての申請など

- ・介護保険料を払っていれば、65 歳になった時点で「介護保険証」が自宅に届くが、介護保険が適用されるサービスを受けようと思えば、認定事務センター（市役所）に申請し、認定を受ける必要がある。
- ・必要な申請用紙（黄色）及び認定調査連絡票は「センター」にある。電話をもらえれば、自宅まで届けに行き、相談にも乗ることができる。
- ・必要事項を記入し、介護保険証とともに認定事務センターに郵送すると、主治医の意見を聞いたり、訪問調査を経て、「要支援 1・2」「要介護 1～5」「非該当」が決定される。
- ・「要支援 1・2」又は「要介護 1～5」の場合は、それが介護保険証に記載されて戻ってくる。ここまで約 1 カ月かかる。
- ・「要支援 1・2」「要介護 1～5」の段階に応じて、介護保険制度により 1 割負担（今年から高額所得者は 3 割負担）するだけ受けられるサービスの種類や回数等が異なる（この範囲を超えると、10 割自己負担となる）。
- ・早くサービスを受けたい場合、次の 2 つの方法があるが、デメリットもある。
 - (1) 「センター」の「チェックリスト」により、即日判定する方法。ただし、ヘルパー資格がなくてもできる家事等の生活支援に限られる。
 - (2) 認定決定前に介護保険制度によるサービスを受ける方法。ただし、認定結果によっ

ては、全額自己負担になる場合がある。

→ いずれにしても「センター」に相談してください。

③具体的な介護サービスについて

・サービスの種類

(1) ヘルパー（訪問介護）

- ・身体介護（入浴補助、おむつ換えなど）
- ・生活支援（掃除、買い物、調理などの家事）
- ・同居人や客などは対象外。ペットの世話、水やり、草むしりなども対象外

(2) 福祉用具の貸与又は購入

- ・方向補助杖、シルバーカー、歩行器（シルバーカーより安定性がよい）など

(3) 住宅改修

- ・手すり取り付け、段差解消、滑り防止のための床材変更、洋式便器の設置に限定
- ・20万円まで負担額2万円
- ・工事の前に区役所に申請が必要であることに注意！

(4) 通所介護

- ・デイサービス（入浴、食事、機能訓練など）
- ・デイケア（理学療法士等による機能回復訓練など）

(5) 訪問看護

- ・看護師による血圧チェック、服薬管理、家族の相談、医療管理など
- ・別に「訪問リハビリ」あり（訪問看護の範疇で、理学療法士がリハビリする場合も）
- ・具体的にどんなサービスを受けるのがよいかについては、ケアマネージャーが聞き取り、整理し、提案してくれる（決めるのはサービスを受ける人）。
- ・2人暮らしで、もう1人が元気な場合は、ヘルパーの生活支援（ヘルパーの資格がなくてもできること）は受けられない。

(3) 意見・質疑等

- ・多額の介護保険料を払っているのに、できるだけサービスを使いたいと思う人がいるかもしれないが、今私たちが払っている保険料は一世代前の人々が既に使ったもの。私たちが使う分は、若い人が負担することになる。少子化の折、ますます若い人の負担が増えることになりかねないし、使わない（＝元気）に越したことはないのでは？
- ・「要支援」と「要介護」の違いは？
 - 「要支援」は「介護予防」の段階の人。制度上、「要支援」なら「あんしんすこやかセンター」のケアマネがつくが、「要介護」なら「笑顔の窓口」のケアマネがつく。「笑顔の窓口」は民間の居宅介護支援事業所のことで多くあるが、定数が決まっているので、必ずしも竹の台のユイックスが担当するか分からない。これも含めて、「センター」に相談してほしい。
- ・実際にサービスを受けるにあたって、例えば、住宅改修などの業者はどのようにして選ばればよいのか？
 - 「センター」に相談してもらえれば紹介できる。福祉用具取扱店などとも、顔の見える関係にあるので信頼できる。
- ・申請時に「主治医」を記載するとのことだが、内科、外科、整形外科など、どの医者を

書くのか？ また、主治医がいない場合は？

→ 認定事務センターが意見を聞く相手方になるので、申請書の段階で主治医本人に記入してもらう必要はないが、主治医にはその旨伝えておき、認定事務センターから連絡がくることを認識しておいてもらうのがよい。主治医がいない場合は、まず、どこかの医師にかかることになるが、例えば腰痛であっても、直近でかかった整形外科でなく、自分のことを一番よく知っている医師がいるなら、その医師を主治医とした方が、後々、ケアマネも相談しやすい。認定事務センターも、色々なことを聞いて判断するので、自分のことをよく知っている医師を主治医とする方がよい。

- ・自分は元気だと思っていたが、主治医に申請を勧められた。

→ 申請すべき。ただし、訪問調査時に「元気」というのではなく、「こんなときにこんなことができなくなって困っている」など、困っていることを正確に訴えること。

- ・膝が悪くて手術をし、その後のリハビリの場合は、介護保険はきくのか？ リハビリ病院に入院して健康保険を使った方が安くなるのか？

→ 介護認定は、病気がどうかは関係なく、どれだけ「できないか」で決まる。主治医にも、病状だけでなく、症状の安定性も含め、そのような観点で意見を聞く。ただ、「要介護」であれば、病院へ行くための「介護タクシー」の「介護部分」については介護保険がきく（「通常のタクシー料金」にはきかない）。リハビリ病院に入院すると数カ月、“病人”扱いになる。それより、自宅で“出来ることはする”という選択もあるのでは？

- ・資料の「ハートページ」には、サービス料金ではなく、「単位」と表示されているが、この意味は？

→ 介護保険が使える上限として、「要支援 1」なら月 5,003 単位、「要介護 5」なら月 36,065 単位などと定められている。これを超えると介護保険がきかなくなるので、10割負担となる。「ハートページ」では、そのサービスでどれだけの「単位」を使うかが表示されている。これを料金に換算するには、「地域区分単価」を「単位」に掛け算する。これは、自治体によって異なり、神戸市では、ホームヘルプの場合は 1 単位が 10.84 円、福祉用具貸与の場合は 1 単位が 10.00 円となる。